

韓国城山山城木簡と中国居延漢簡の比較研究

特に作成方法に注目して

A Comparative Research Focusing on Creation Method of Wooden Tablets : Between the Wooden Tablets Excavated from Haman Seongsan Walls of Korea and the Edsin-gol Wooden Tablets of the Han Period of China
ABE Soichiro

安部聡一郎

はじめに

筆者は二〇〇六年より、科学研究費の研究分担者などとして、たびたび韓国出土木簡、中でも城山山城木簡の調査へ同行する機会に恵まれた。城山山城木簡は、筆者が日頃学んでいる長沙走馬樓呉簡をはじめとする、中国湖南省出土の三国西晋期簡牘より三百年ほど後の史料群であるが、この両史料が作成された三〜六世紀は、中国、さらにその周辺の東アジアにおいて、非漢族による王朝建設と、それに伴う文字の利用が広まった時期に当たる。この点からみても、東アジア国家形成期の一次史料たるこの両者の比較は、同地域における書記文化のひろまりを理解する上で注目すべきものと考えられよう。

しかしながら、両者の間には、書写材料として紙と木が併用される時期の木簡・簡牘、という共通項はあるものの⁽¹⁾、その内容・性格から具体的に・直接的な比較を行おうとするには、いささか隔たりがあると言わざるを得ない。背景にある社会や制度の違い、出土地の性格の相違（新た

に獲得した領域を確保し防衛するために置かれた拠点か、前王朝以来の郡県制下の行政拠点か）はもとよりであるが、城山山城木簡が貢進された物品の付札と理解されるのに対し、走馬樓呉簡はその大半が戸籍などの名籍、または倉・庫で作成された穀物・財物の出納記録、ないしそれを定期的集計した帳簿と考えられており、地方行政の中ではおそらく隣接する位置にあるものの、作成されたレベルや果たしている役割に相違があるからである。

このような性格面の相違と同様の隔たりは、木簡・簡牘の作成方法や形状面にも存在するように思われる。周知のように、城山山城木簡にはマツなどの小枝を半裁して作成した簡便なものが多く、木髓や樹皮が頻繁に見られる⁽⁴⁾。李成市氏も指摘するように、城山山城ではこれら付札として利用された木簡とは別に、出納記録・帳簿に相当するものが紙で作成され、保管されていたのであろう⁽⁵⁾。一方、走馬樓呉簡中の名籍・帳簿類はそのほとんどが竹簡であり、少数含まれる木簡・木牘も枝を半裁して作ったような簡便なものではなく、より大きな材から切り出され、一

定の規格に従い作られたと見られるものである。⁽⁶⁾ 中国における紙木併用期の書写材料の変遷については、後日の確認のために側面に刻歯と呼ばれる切り込みを施すなど木の特性を活かした利用が行われていた、符券と称される割り符の類は移行が遅れたのに対し、戸籍や出納記録の集計などの簿籍と称される帳簿の類は、相対的に早く紙に移行していった可能性が指摘されている。⁽⁷⁾ 前述した城山山城木簡と走馬樓呉簡の性格の相違は、このような符券と簿籍の移行時期のずれと両出土史料群の時期のずれを顧みれば不自然ではない。しかし走馬樓呉簡では、文書送達の際に封緘の役割を果たす木簡である封検や、運送用もしくは倉庫内での整理用の付札であり、形状の面で城山山城木簡と似る簽牌など符券の類に属する木簡も、大きな材から一定の規格で作成されたと考えられ、枝から作成し樹皮が残っているようなものは、管見の限りでは既公開分の中にはみられない。同じく湖南省から出土した郴州晋簡も、既公開分はほとんどが整った木簡であり、一定の規格に従って大きい材から作成されたと考えられる点で、走馬樓呉簡と同様の傾向がみられる。

以上のように、紙木併用期という意味で共通する性格をもつ筈の、韓国出土木簡と中国湖南省出土の三国西晋期簡牘との比較は、内容・性格面からも、また形状面からも、直接的にはいささか困難と言わざるを得ない。では、韓国出土木簡と中国簡牘の具体的な比較は、どのような切り口から可能となるであろうか。比較の対象とする中国簡牘をもう少し広げた場合はどうか。この点に関しては従来より、内容・性格と形態・作成方法のうち特に後者の問題について、韓国出土木簡は觚や棒状木簡の占める割合が高いことから、漢代簡牘の直接的影響が及んでいた可能性が指摘されている。⁽⁸⁾ 確かに元来、居延漢簡に代表される中国西北地区出土の漢代簡牘中には、枝を利用して作成された封検・觚・檄・符券がまま見られることが知られており、後述するように、枝を中央から半分には割り、外側を削って書写面を設けた券の存在も指摘されてい

る。⁽⁹⁾ しかし上述した韓国出土木簡に関する指摘自体は、漢代簡牘の中に觚が散見すること、および日本出土木簡中に觚がないとする認識に基づいており、必ずしも個別具体的な比較検討を経たものではないように見受けられる。またこのような関連性について、城山山城木簡の検討からは、むしろ利用する材に規定されたのではないかと指摘もあり⁽¹⁰⁾、このような観点からすれば、韓国出土木簡と中国西北地区出土の漢代簡牘の比較は概括的な段階に止まっており、具体的な追究はあまり進められてこなかったように思われる。

筆者はこの点に関し、二〇〇九年十二月に実施した居延漢簡の実見調査において、城山山城木簡と共通する作成方法を用いたとみられる木簡を発見したことに端緒を得て、二〇一三年一月に橋本繁氏とともに代表的な漢代簡牘である居延漢簡(旧簡)の実見調査を行い、また同年八月にも同氏とともに居延新簡に関する調査を行った。本稿はその調査の成果に基づき、敢えて木簡の作成方法の共通性に焦点を絞る形で、城山山城木簡と居延漢簡の個別具体的な比較を試みたものである。

なお今回の調査にあたっては、台湾・中央研究院歴史語言研究所の邢義田氏、および中国甘肅省文物考古研究所簡牘研究室の張俊民氏のご厚意とご助力、ならびに幅広いご教示をいただいた。また愛媛大学法文学部の藤田勝久氏には、二〇〇九年の調査にお連れいただいたのみならず、上記の両氏へ紹介の労も執ってくださいするなど、多大なご支援を頂戴した。各氏のご厚意とご教示がなければ、居延漢簡初心者である筆者には調査は不可能であった。ここに記して心より御礼を申し上げます。また二〇一三年の二回の調査にご同行いただいた橋本繁氏には、形態の観察、記録の方法をはじめ、多方面にわたるご教示をいただいた。これから述べる調査の成果も、橋本氏よりのご教示に基づくものが相当に含まれている。氏のご助力にも心より感謝を申し上げます。なお、当然ながら本稿は筆者の責任になるものであり、誤解がある場合は筆者の責任である

ことを申し添える。

本稿に掲載の図版は、居延漢簡については勞幹『居延漢簡』図版之部（中央研究院歴史語言研究所專刊二一、中央研究院歴史語言研究所、一九五七）に、城山山城木簡については早稲田大学朝鮮文化研究所・大韓民国国立加耶文化財研究所編『咸安城山山城木簡』（雄山閣、二〇〇九）所掲の図版に基づいて作成した。また居延漢簡の積文については、謝桂華・李均明・朱国昭『居延漢簡積文合校』（文物出版社、一九八七）に基づいた。ただし実見時の所見によって補訂を加えた部分がある。

一・A 27 遺址出土の郵書遞送記録について

まずはじめに、本稿の研究の端緒となった、二〇〇九年十二月に台湾・中央研究院歴史語言研究所における実見で確認した木簡を紹介しておく（図1）。本簡は長十一・二cm、幅一・〇cm、厚〇・三二cm、形状は正面右上から左下方向へ折れており、下部のみが現存している。



図1 【簡一】130.11

【簡一】
 封完
 明受鄧惠

(13011)

本簡は多くの点で、城山山城木簡と類似する特徴をもつ。まず簡の左

右だが、図版でも両側に黒く筋状の影が付いているのが見て取れる。これは実見したところ樹皮であった。その点を踏まえて下部から断面の形状を確認すると、半円の上部を切り取ったような姿をしており（文字のある正面は半円上部側になる）、裏返すと、簡背面の中央に木髓のような部分が残っていた。さらにこの簡の下端部について見ると、両側は刃物で切ったように真っ直ぐな断面となっているが、中央の木髓のような部分は上部方向へこみ、切断面はでこぼこにささくれていた。なお本簡については、歴史語言研究所が公開するウェブサイト「漢代簡牘數位典藏」内の「歴史語言研究所藏漢代簡牘資料庫」（以下「數位典藏」と略称）にて、大きさ・著録先などの情報と共に正面・背面のカラー写真を閲覧可能であり、左右に残存する樹皮や背面の木髓を確認することができる。

以上の特徴を城山山城木簡と比較してみると、まず左右に樹皮が残り、断面が半円の上部を取り去った形状になっている点については、城山山城木簡四四号簡・五七号簡などに同様の特徴がみられる。また下端について、左右から刃物で切ったような真っ直ぐな断面が入り、中央部がくぼんでいるものとしては、同七七号簡がある（図2）。七七号簡の下端部は刃物を左右から入れて折ったものと考えられており、くぼんで



図2 城山山城木簡七七号

いる部分にあたる裏面に木髓が確認される点も共通している。図1と図2を見比べるだけでも、その類似は窺えるであろう。城山山城木簡では、四〇号・五〇号簡の観察から、上下端の切断にあたって周囲から刃を入れて折る方法を取る場合があり、その際中心部分が繊維に沿って抉れることが指摘されているが、七七号も同様の方法によって切断されたとみられる。なお、以上五点の城山山城木簡は幅一・七～二・四cm、いずれも樹皮・髓などを留めており、枝を利用して作成されたものと考えられる。

以上の諸特徴は、橋本氏が城山山城木簡の製作技法を推定する手掛かりとしたものであり、その共通性から見て、本簡もその製作技法の前半四段階（枝を採取し、中心から縦に割り、書写面等の調整を行い、上下端を切断）とほぼ同じ方法で作成したものと考えることができよう。

本簡は断簡であるが、下半部に同様の記載をもつ簡としては、「簡二」と同じくA27遺址（查科爾帖）で出土したもののから「簡二」が挙げられる。これは書式から郵書刺（郵書通送記録）の一種と考えられる⁽¹²⁾。同遺址から出土した同種の簡としては「簡三」「簡四」「簡五」がある。

従来の整理を参照すれば、書式は上段に通送の方向と封書の数、下段右（および中）に封書の発信元および印章・発送日と宛先、左に受領の年月日時刻と受け取った者の名前・「受」・渡した者の名前、となつていて考えられる。「郵行」は郵（部）による送達の意⁽¹³⁾。「封完」は封印がそのままである、もしくはきちんとしているの意味であろうか⁽¹⁴⁾。なお両簡とも永元年間のものであるが、永元は後漢第四代皇帝・和帝の年号で、元年が西暦八九年に当たる。

この「簡二」～「簡五」のうち、「簡三」については二〇一三年一月の中央研究院歴史語言研究所の調査の際、同研究所陳列館に展示されているものを見出し、樹皮は脱落しているものの向かって左側に枝の形状を留めているなど、「簡二」と同様に枝材から作成されていることを確認した。この四簡はいずれも前述の「數位典藏」に正面・背面のカラー

写真が掲載されているが、この背面写真を見ると、上下端の断面の処理状況までは判然としないものの、「簡二」は背面中央に木髓のような影が、また「簡三」「簡四」は割りっぱなしの状態であることが確認できる。ただし「簡五」は、背面は割りっぱなしのように見えるが判然としない。なお、大きさは「簡二」が長二・四cm、幅一・二cm、厚〇・四cm、「簡三」は長二・三・三cm、幅一・八cm、厚〇・五・四cm、「簡四」は長四・二cm、幅一・七cm、厚〇・一・七cm、「簡五」は二簡を接合した状態で長二・三・三cm、幅一・四・五cm、厚〇・三・三cmである。以上の点から見て、少なくとも「簡一」～「簡四」の四簡は幅一～二cm前後の枝を用い、城山山城木簡と同様の方法で作成されたものと考えることが出来るであろう。

〔簡二〕 入南書二封 居延都尉九年十二月廿七日廿八日起詣府封完
永元十年正月五日蚤食狐受孫昌 (1282)

〔簡三〕 入南書二封 皆居延都尉章九月十日癸亥起一詣敦煌一詣
張掖府郵行
永元元年九月十四日夜半椽受路伯 (1308)

〔簡四〕 入北書五封合三□□ (13012)

三封都尉印一詣府一詣□□大守府六月
九日責戍屬行謹□在尉所詣□壽據革

〔簡五〕 入南書五封一合 渠甲塞尉印詣會水塞尉六月十一日起一
史候史印詣官六月十八日起
十六年六月十七日平旦時臺他長萬世受
破胡弛刑孫明 (5523+5524)

この三簡が出土したA27遺址は、エチナ河下流域の南北の交通線上に位置し、七七枚の木簡が編綴された状態で見つかった永元五〜七年の「広地南部官兵釜磔月言及四時簿（永元兵釜磔簿）」が出土したことも知られる。この交通線は、漢代の当該地域の防衛を担う肩水都尉の管轄下に置かれた広地・橐他・肩水の三候官に分けて守備・管理されていたが、同遺址は、確定は不可能ながら、その一つである広地候官の所在地、もしくは広地候官中で比較的重要な拠点であった可能性があるとされる⁽¹⁶⁾。上述のように「簡三」には「郵行」とみえるが、この郵は候官の下位にあり複数の燧を管轄した部に置かれたとされ、また郵書刺も部で作成されたとされるので、あるいは部の置かれた烽燧だったのかもしれない。また同種の簡は他の遺址からも出土しているが、ほとんどの場合、渡した者の名前に続き「付：」として受け渡した相手の名前が入る。しかしA27遺址出土のものにはそれが無い。この点からみると、この簡は郵書受領のみの記録で送達の記録を欠くことになる。上段冒頭の方角の前に「入」字が入るのも特徴であるが、冒頭に「出」と記した簡も同遺址より一点のみ断簡ながら発見されている。

「簡六」は二〇一三年一月に実見した。枝材から作られた確証は得られなかったものの、背面は割りつばなしのようであり、上述の三簡同様、枝材を半裁したものと思われる。

なお、入・出とも枝材を半裁する形で作成されたとみられることは、次節で取り上げる符券とみられる簡の場合を参照すれば、A27遺址の郵書刺も符券として作成された可能性が考えられる。この点について次節で触れる。

「簡六」 出北書八封二合 九月



(13015)

二 A10遺址出土のいわゆる「通沢第二亭食簿」中の刻券について

以上見てきたとおり、A27遺址出土の郵書刺には、城山山城木簡と同様の作成方法によって作られた簡が存在することが判明した。では、居延漢簡中には他に同様の作成方法をした簡が存在しないであろうか。

先に触れたとおり、居延漢簡中の符券（割り符の類）に、枝を中央から分割し外側を削って書写面を設けたものが存在することを、初山明氏が指摘している⁽¹⁸⁾。氏は衣服・器物の出納を記した木簡の中に、数量などを示す刻歯（切り込み）を施したものが存在することを指摘し、かつて森鹿三氏が集成した「通沢第二亭食簿」⁽¹⁹⁾に含まれる「刻歯をもち、簡背に断面を残した、造りのやや粗雑な簡」が枝を分割して作成されたものであり、これらは簿籍として編綴されたとみるより、単独で機能する券だったと考えた方が妥当であることを示した⁽²⁰⁾。確かに図版を見る限りでも、初山氏の指摘するとおり、「通沢第二亭食簿」中には左右に樹皮様の影が認められる簡とそうでないものがある。

筆者は二〇一三年一月の調査において、森氏が引用した簡牘から以下の「簡七」〜「簡十四」の八点、引用されていないが同種の書式を持ち、図版から枝材の可能性が窺える「簡十五」〜「簡十七」の三点を選び、実見を行った。以下上記の順に列記する。

このうち「簡七」「簡十三」「簡十六」は、初山氏が「通沢第二亭食簿」中の券の例として挙げたものでもある。これらの簡は穀物（糜（クロキビ））の出納に関わるものであり、書式については森氏・初山氏の研究で明らかにされているが、入／出、糜の数量、年月日、受領／支給した担当者、「受」／「付」、受領／支給した相手、の順となっており、その後ろに渡した穀物が何人分であるか、一人あたりの大石での一日あたり支給量等が続く場合がある。なお「簡十五」のみ、年月日・担当者名などが無い。また出土地のA10遺址（瓦因托尼）は、通沢第二亭・居延都

- 〔簡七〕 出磨三石二斗 征和三年八月戊戌朔己未第二亭長舒付＝
＝ 屬國百長千長 (148.1+148.42)
- 〔簡八〕 出磨小石十二石 征和三年十月丁酉朔丁酉第二亭長舒付＝
＝ 第七亭長病已食吏卒四人 (275.20)
- 〔簡九〕 大石六石 征和四年十月壬辰朔癸巳第二亭長＝
為小石十石 ＝ 舒受將軍從吏德 (275.22)
- 〔簡十〕 入磨小石十二石 始元五年二月甲申朔丙戌第二亭長舒＝
＝ 受代田倉監隻 (275.23)
- 〔簡十一〕 田廩 小石十一石□斗 征和四年七月癸亥朔乙丑＝
＝ 第二亭長舒受刺適隣長 (534.2A+534.15A)
- 〔簡十二〕 十一石六斗 始元三年十二月壬戌朔壬戌通澤第二亭＝
＝ 長舒受代田倉監ヲ (557.3)
- 〔簡十三〕 出一石四斗八升 征和四年十二月辛卯朔＝
＝ 己酉廣地里王舒付居延農第六長延壽 (557.8)
- 〔簡十四〕 入磨小石十一石六斗 始元四年二月辛酉 (563.8)
- 〔簡十五〕 出磨小石三石為大石一石八斗以食卒三人十二月辛卯盡＝
＝ 庚子十日積卅人人六 (275.2)
- 〔簡十六〕 入磨大石八石七斗為小石十四石五斗 二年八月辛亥朔＝
＝ 辛亥第二亭長舒受第六長延壽以食吏卒五人六升＝
＝ 辛亥盡己卯廿九日積百卅五人 (275.21)
- 〔簡十七〕 入磨小石十五 (563.12)



図3 〔簡十三〕
557.8

尉管轄下の珍北候官第二燧であると同時に、居延都尉に属する居延城倉が設置され、穀物集積・支出の拠点であったという⁽²¹⁾。

この中でまず取り上げるべきは「簡十三」であろう(図3)。この簡は初山氏の指摘するとおり枝を半裁して製作されたものであり、正面向かって左側に刻齒と思われる傷が二箇所確認できた⁽²²⁾。さらに上下端を見ると、まず下端には中央部分に折り取ったような痕跡と木髓が認められ、左右にも刃物で切りこんだような切断面が見られた。また上端も、正面向かって右側の角から左方向、また向かって左側の反対側(裏面側)から右方向へ、対角線方向に刃物で切りこんだような断面がみられ、中央部の割れている部分に木髓が見られた。左右の側面には、脱落はあるが所々樹皮が残存しており、正面向かって左側の側面下部には葉か小枝の付け根のような痕跡が見られた。以上の上下端の状況は「簡一」の下部と類似していることから、本簡を作成する際にも城山山城木簡と同様の方法が使われたのではないかと推測される。なお、上下端の同様の状況は、管見の限りでは「簡十」「簡十四」「簡十六」「簡十七」の上部でも確認が可能であった。また「簡十」は左側面に若干の樹皮を留めており、「簡十四」「簡十六」「簡十七」も脱落しているが、もとは樹皮があった様子が見られた。他にも、「簡七」に樹皮、「簡八」に樹皮と葉か小枝の付け根が残り、また「簡九」にも部分的に樹皮が残り、末端部は枝の根元らしい原形を留め、断面は半月状であった。なお「簡十五」は実見により枝材ではないことを確認した。初山氏のいう「通沢第二亭食簿」の内容をなす簿籍の簡であろう。以上の諸簡についても、「數位典藏」において正面・背面のカラー写真を閲覧可能である。

以上から見て、初山氏が取り上げた「通沢第二亭食簿」中の券は、作成にあたり城山山城木簡と同じ方法が用いられたと考えられる。但し初山氏の所説によれば、想定される手順は城山山城木簡とは異なり、分割は刻歯の後、即ち枝を採取し、書写面を調整、上下端を切断した上で、先に内容の記入と刻歯を行ってから、その後で中心から縦に割ることになる。⁽²³⁾

さて上に挙げたとおり「簡七」～「簡十七」の各簡は多くが冒頭に「出」「入」を冠しており、初山氏が挙げる「通沢第二亭食簿」以外の券の事例においても同様の書き出しを持つものが多く見られる。前節の末でも触れたとおり、「簡二」～「簡六」の各簡も、記録としての性格は異なるながら、同じく「出」「入」の記載を冠し、また枝を半裁するという券同様の作成方法で作られていた。管見の限りではこれらの簡に刻歯が刻まれていた様子は見られなかったが、前節で取り上げた郵書刺が券である可能性はあるのだろうか。

この件に関しては、いささか時代が後になるが、樓蘭出土の西晋簡の中に興味深い事例がある。⁽²⁴⁾

〔簡十八〕 出長史函書一封詣敦煌府簿書十六封其十二封詣敦煌府

〓 二詣酒泉府二詣王懷闕欣 同〓 泰始六年三月十

〓 五日統樓蘭從掾位馬厲付行書民公孫得成

(296(C107))

冒頭に「出」、以下に封書の種類と数量・宛先、「同〓」を挟んで年月日、担当者、「付」、渡した相手、という前節で挙げた郵書刺に通ずる書式となっている。注目すべきは中央の「同〓」である。これは走馬樓具簡の賦税納入簡や大木簡（嘉禾吏民田家煎）などに頻出する「同」字を模した符号であって、ひとつの簡牘の左側に「入」、右側に「出」を冠

し、左右に同内容を書いた上で、両方にまたがる形で横長に「同」字を大書するか、あるいはこれを簡略化した複数の横画を描き、中央から半分に分割して授受や納納の証拠とするものとされる。⁽²⁵⁾しかし「簡十八」の「同」字符号は右側の縦画が欠けているに過ぎず、胡平生氏はここで出入されている郵書は錢帛食糧のように収支を合わせる必要がないことなども踏まえ、本簡は出入を記して分割した券ではあるが、符号自体に後の検査の際証拠にするような意味があるわけではないという。⁽²⁶⁾しかしこれが「同」字符号を持ち券の形式で作られていること、および「出」を冠する「簡十八」の下半に「受」がなく「付」のみであることは、前節で取り上げた郵書刺も一種の券であって、「入」を冠するものと「出」を冠するものが、一本の枝を利用してともと背中合わせに作成されていた、つまり「簡二」～「簡五」には「簡六」のような「出」を冠する簡が背面側にあり、分割された可能性を示唆しているように思われる。このように考えられるなら、前節で取り上げた郵書刺も、先に内容を記入してから、後で枝材の中心より分割したことになる。

おわりに、および今後の課題

以上、主として台湾・中央研究院歴史語言研究所蔵居延漢簡の実見調査の結果に基づきつつ、作成方法の面から韓国城山山城木簡と居延漢簡の共通性を探ってきた。結論として、A 27 遺址出土の郵書刺、および A 10 遺址出土の「通沢第二亭食簿」中の刻券が、手順は若干異なるながら、城山山城木簡と共通の方法で作成されていたことを確認できた。一章で検討した郵書刺が「出」「入」を冠する形式であり、一種の券だった可能性がある点を踏まえれば、今回の実見調査の結果の範囲内では、城山山城木簡の作成方法は特に居延漢簡中の券と類似していることになる。前述したとおり、居延漢簡中の券は穀物や物品の納納に際しその確認のために作成されたものであったが、城山山城木簡も付札ではあるがやは

り穀物・物品の納入と確認に関わっていた点は、一応の注意を要そう。
今回確認したこの居延漢簡中の券と城山城木簡との作成方法の共通性は、従来指摘されてきた觚の存在以上に、漢代簡牘、特に居延漢簡など中国西北部の漢代簡牘と韓国出土木簡の間の具体的な繋がりを示す可能性があるように思われる。ことに朮山氏は居延漢簡などを用いて漢代長城の防衛体制を論ずる中で、これが朝鮮半島に近い遼東にまで伸びていたことを指摘するが、前漢・後漢から三国期の遼東・朝鮮半島方面の動向を考えれば、漢代長城の防衛体制で見られた木簡利用を中心とする書記の方法や経験の蓄積が高句麗にも知られ、さらに新羅へも伝播していった可能性を、今回確認できたことをひとつの基礎として今後具体的に追究し得るかも知れない。

とはいえ、今回確認した作成法上の類似が両者の関連性を意味しているかどうかは、少なくとも現段階ではまだ確かとはいえない。居延漢簡や城山城木簡に1〜2cm程度の細い枝を用いて作成された簡がみられるのは、現地で入手できる材を適宜木簡の作成に利用していた結果偶然類似したに過ぎぬことも考えられるし、実際、城山城木簡の全てが枝を中心から分割して作られていたわけではなく、手近にある材を偶々利用しているに過ぎない可能性は指摘されている。⁽²⁸⁾ また今回実見した居延漢簡中にも、以上で取り上げてきた郵書刺・券と同様に枝を中心から分割して作っているものの、券ではなく簿の一部と思われる簡がみられた。

【簡十九】 今見錢千五百

(449)

本簡は長九・八cm、幅〇・九cm、厚〇・三・八cmの断簡であるが、正面下部に樹皮が残存し、背面のほぼ中央部には木髓が露出していた。ほかにも、一章で触れた「広地南部官兵釜磔月言及四時簿（永元兵釜磔簿）」の背

面写真を「數位典藏」で確認すると、後半部分にいくつか、中央に木髓のような影のみられる簡が含まれている。こうした点を踏まえると、券以外にも枝材を利用し中心から分割して作成した簡が存在する可能性は高い。上述の関連性について追究するためには、今後このような簡がどの程度存在するか、またそれらの中に城山城木簡と同様の作成方法をしたものが含まれるかの検証を進める必要がある。今回は実見調査の都合もあり、中国側の主たる検討対象が居延漢簡旧簡に事実上限定されたが、居延新簡など、他の西北地域出土の簡牘との本格的な比較も今後の課題である。

「はじめに」で触れたとおり、筆者は従来主として走馬樓具簡を扱っており、居延漢簡をはじめとする漢代簡牘についてはいまだ知見が乏しい。大方のご批正を乞う次第である。

※本研究は、平成二四年度・平成二五年度の金沢大学戦略的研究推進プログラム、および第五回北陸銀行若手研究者助成金による成果の一部である。

註

(1) 走馬樓具簡は、主として中国・三国時代の呉の嘉禾年間（西暦三三二〜三三八年）のものであるが、三国時代から詔書では紙が使用され、西晋・泰始年間（西暦二六五〜二七四年）には簿籍でも紙と簡牘の併用が始まっていたという。富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代―書記の文化史』（岩波書店、二〇〇三）、第五章、第六章参照。ただし富谷氏は主として文献史料と中国西北地域の出土資料から立論しているので、この状況が直ちに長沙三国具簡など湖南出土簡牘に当てはまるかはまだ考慮の余地があるように思われる。

(2) 城山城木簡には、これを身分を示す戸牌として名籍と見なす見解もあるが、本文中に触れた調査の成果などを踏まえ、ここでは物品付札と見なす。早稲田大学朝鮮文化研究所・大韓民国国立加耶文化財研究所編『咸安城山城木簡』（雄山閣、二〇〇九）所収の平川南・李成市、および朴鍾益の各氏の論考を参照。

- (3) 走馬樓呉簡は、当時の呉の臨湘侯国(県)の田戸曹と称される部署に関連する文書・帳簿群と考えられている。走馬樓呉簡の概要、ならびにこれに含まれる名籍(呉簡中の呼称に即せば「名簿」)や賦税関係簡牘等に関連する論考については、拙稿「3世紀中国の政治・社会と出土文字資料」(『歴史評論』七六九、二〇一四)を参照。
- (4) 橋本繁「城山山城木簡の製作技法」(『咸安城山山城木簡』(前掲)所収)。
- (5) 李成市「六世紀における新羅の付札木簡と行政文書」(『咸安城山山城木簡』(前掲)所収)、二二四～二五頁。
- (6) いわゆる大木簡(嘉禾吏民田家莿)も例外ではなく、大型の材から切り出し、分割して作られたものとみられる。走馬樓呉簡の内容・形態による分類については、關尾史郎「史料群としての長沙呉簡試論」(『木簡研究』二七、二〇〇五)参照。また賦税納入簡の一部に木簡があることについては關尾史郎「木と紙の間」(『東洋文化研究』(学習院)一四、二〇一二)、既公開の文書木牘については伊藤敏雄「長沙呉簡中の生口売買と「估錢」徴集をめぐって―「白」文書木牘の一例として―」(『歴史研究』(大阪教育大)五〇、二〇一三)参照。
- (7) 富谷至「木簡・竹簡の語る中国古代理書記の文化史」(前掲)第六章。
- (8) 尹善泰「韓国出土木簡の出土現況と展望」(国立昌原文化財研究所編『韓國の古代木簡』、国立昌原文化財研究所、二〇〇四所収)。
- (9) 枝を利用して作成した簡の代表的な事例としては、「候史広徳坐罪行罰檄」がある。徐元邦・曹延尊「居延出土的「候史広徳坐不循行部」檄」(『考古』一九七九―二〇、永田英正「候史広徳坐罪行罰」檄について―兼ねて候史の職掌を論ず」(唐代史研究会編『東アジア古文書の史的的研究』(刀水書房、一九九〇)所収)、富谷至「文書行政の漢帝国」(名古屋大学出版会、二〇一〇)第I編第三章「檄書攷―視覚簡牘の展開」参照。本檄については、二〇一三年八月の甘肅省文物考古研究所での調査の際、張俊民氏のご厚意により実見の機会を得、枝の姿を留めていることを確かめた。こうした檄や封検には同様に枝の姿を残しているものがあるが、枝を中心から分割する城山山城木簡とは異なるため、今回は検討の対象とはしなかった。
- (10) 橋本繁「城山山城木簡の製作技法」(前掲)。
- (11) 「數位典蔵」のURLは http://ndwehis.sinc.edu.tw/woodslip_public/System/Main.htm。上記URLを開いてのち「資料検索」から簡号等で検索・閲覧が可能である。(二〇一四年五月閲覧)
- (12) 陳夢家「漢簡考述」(同氏『漢簡綴述』(陳夢家著作集、中華書局、二〇〇四。原著一九八〇)所収)、特にその第二篇「郵程表与候官所在」および永田英正「居延漢簡の研究」(同朋舎出版、一九八九)第一部第一章第二章「居延漢簡の集成」一・二、富谷至「文書行政の漢帝国」(前掲)第Ⅲ編第一章「漢代の地方行政―漢簡に見える亭の分析」、特にその一を参照。
- (13) 富谷至「文書行政の漢帝国」(前掲)第Ⅲ編第一章参照。
- (14) なお、羅福頤「漢印文字徵」卷十二「發」の項、また同書卷十三「封」の項に「封完請發」等の例が引かれていることが参考になる。
- (15) 片野竜太郎「漢代辺郡の都尉府と防衛線―長城防衛線遺構の基礎的研究」(初山明・佐藤信編『文献と遺物の境界―中国出土簡牘史料の生態的研究』、六一書房、二〇一〇所収)。
- (16) 陳夢家「漢簡考述」(前掲)、および邢義田(中村威也訳)「漢代簡牘文書における正本・副本・草稿と署名の問題」(『文献と遺物の境界』(前掲)所収)参照。邢氏によれば、A27遺址はロケット発射基地の敷地内に取り込まれてしまっているが、更なる調査の可能性はほとんどないという。
- (17) 富谷至「文書行政の漢帝国」(前掲)第Ⅲ編第一章参照。
- (18) 初山明「刻齒簡牘初探―漢簡形態論のために―」(『木簡研究』一七、一九九五)。
- (19) 森鹿三「居延漢簡の集成―とくに第二亭食簿について―」(同氏『東洋学研究居延漢簡篇』、同朋舎、一九七五所収。原著一九六〇)。
- (20) 上掲初山氏論文一七六頁。
- (21) 富谷至「文書行政の漢帝国」(前掲)第Ⅲ編第三章「食糧支給とその管理―漢代穀倉制度考証」参照。
- (22) なお、刻齒の発見・確認では、橋本繁氏より特段のご教示を受けた。記して感謝に代えたい。
- (23) 「簡十二」はこの点でやや特殊であり、上記の積文のある正面(A面)下部に木髓が認められ、背面(B面)側上部に樹皮が、また下部に葉か小枝の付け根が見られた。つまり本来背面になるべき裁断面が正面として扱われていることになる。なお、A面・B面とも書写面は平滑に整えられているように見えた。本簡はA面の書式は刻齒のある券と共通するものの、B面中央に「望」字が書かれているなど他の簡にない特徴を備えており、あるいは区別の必要があるかも知れないが、手順に関わる問題として附記しておく。
- (24) 林梅村編『樓蘭尼雅出土文書』、文物出版社、一九八五。なお積文は胡平生「木簡出入取予券書制度考」(『文史』三六、一九九二)所掲のものを参照した。
- (25) 胡平生「木簡出入取予券書制度考」(前掲)。
- (26) 胡平生「木簡出入取予券書制度考」(前掲)一五四～一五頁。
- (27) 初山明「漢帝国と辺境社会―長城の風景」(中公新書一四七三、中央公論新社、一九九九)、特にその「エピソード」参照。
- (28) 橋本繁「城山山城木簡の製作技法」(前掲)。なお二〇一三年八月の蘭州での調査の際、甘肅省文物考古研究所の張俊民氏より、居延漢簡で使用される胡楊や紅柳は成長が遅く太くなく、南方で良く用いられる杉は成長が早く太くなく

りやすいほか、樹皮が脱落しやすい特徴があるなど、種々のご教示をいただいた。
こうした使用される樹種の特徴の相違なども、今後の比較の際には重要であろ
う。

(金沢大学歴史言語文化学系、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇一四年一月七日受付、二〇一四年五月二六日審査終了)